

見積内訳総括表の工事価格欄の記載について

工事請負契約に係る入札の参加者は、福島県工事等競争入札心得（以下「心得」という。）第5条により見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）を提出することとなっていますが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の合計金額を四捨五入や、切り上げ、切り捨て等を行って工事価格欄に記載し、その額が合計金額と一致していない場合は、計算誤りと判断し、心得第6条第1項第12号の規定により、その見積内訳総括表は入札金額の根拠資料として不適切なものと見なし、入札書を無効として取り扱いますので、ご注意ください。

（参考）福島県工事等競争入札心得（抜粋）

（見積内訳総括表の提出）

第5条：入札参加者は、工事の請負契約に係る入札の場合又は入札事務を所掌する課長又は公所長（以下「入札執行者」という。）が求めた場合は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

（入札書の無効等）

第6条第1項：次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1)～(11) （略）

(12)金額の記入漏れ、計算誤りなど、見積内訳総括表が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書

(13)～ （略）

入札書が無効となる見積内訳総括表の記入例

様式第6号

見 積 内 訳 総 括 表

工 事 番 号	第 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇 号
工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 工 事
商号又は名称	株式会社〇〇〇〇〇建設

本 工 事 費	入札金額の内訳 (円)
直接工事費 : (a)	34,780,554
共通仮設費 : (b)	1,721,644
現場管理費 : (c)	5,026,352
一般管理費 : (d)	4,597,211
工事価格 (入札金額、税抜き) : (e) = (a) + (b) + (c) + (d)	46,125,000

(記載上の留意事項)

- 1 入札金額の内訳は、スクラップ控除による減額がある場合、又は、一括計上価格を積上げる場合は、別記4に留意し記入すること。
- 2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に計上する内容は、県の積算基準 (公表) によるものとする。ただし、別途、入札説明書等で扱いを示された場合はそれに従うものとする。
- 3 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の1つでも記入がない場合、当該入札書が無効とする。
- 4 本書は、入札書に併せて中封筒に入れ、封かんの上、送付すること。
- 5 一般競争入札 (WTO) に付された工事の場合には、入札金額の内訳は、別途作成している見積内訳書の金額と合わせる。また、見積内訳書は中封筒に入れること。

上記の例のように数字が記入されている場合、直接工事費 (a)、共通仮設費 (b)、現場管理費 (c)、一般管理費 (d) の合計は、46,125,761となるので、工事価格 (e) 欄には46,125,761と記入しなければなりません。上記の例では千円未満の数を切り捨てて記入しています。この様に、切り上げ、切り捨て、四捨五入等により (e) = (a) + (b) + (c) + (d) とならない数字が記入されている場合、その見積内訳総括表は入札金額の根拠資料として不適切なものとみなし、その入札書は無効とします。

また、上記の例の場合で、入札書には46,125,761と記入されていても、心得第6条第1項 (10) の規定「見積内訳総括表の積算価格と入札金額が一致しない入札書」に該当するため、その入札書は無効とします。